

厚生労働省における政策評価実施要領 (抄)

令和23年●月

厚生労働省 政策統括官付政策立案・評価担当参事官室 評価

官室

厚生労働省における政策評価実施要領目次

第1章	総則	1
第2章	事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領	3
第3章	総合評価実施要領	6
第4章	租税特別措置等の政策評価実施要領	7
第5章	水道施設整備事業評価実施要領	9
第6章	研究開発評価実施要領	10
第7章	規制の政策評価実施要領	11

[別紙]

別紙1-1	事前分析表様式
別紙1-2	事前分析表様式（記載要領）
別紙1-3	実績評価書様式
別紙1-4	実績評価書様式（記載要領）
別紙2-1	総合評価書様式
別紙2-2	総合評価書様式（記載要領）
別紙3-1	租税特別措置等に係る政策の事前評価書
別紙3-2	租税特別措置等に係る政策の事前評価書（記載要領）
別紙3-3	租税特別措置等に係る政策の事後評価書
別紙3-4	租税特別措置等に係る政策の事後評価書（記載要領）
別紙4-1	規制の事前評価書様式
別紙4-2	規制の事前評価書（簡素化）様式
別添4-3	規制の事前評価書要旨様式
別紙4-4	競争評価チェックリスト（改正案）
別紙4-5	競争評価チェックリスト（代替案）

別紙 4-6 デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト

別紙 4-~~6~~7 規制の事後評価書様式

別紙 4-~~7~~8 規制の事後評価書（簡素化）様式

別紙 4-~~8~~9 規制の事後評価書要旨様式

[別添]

別添 1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日
健発第 0707 第 1 号）

別添 2-1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日
健水発第 0707 第 1 号）

別添 2-2 「水資源機構事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日健
水発第 0707 第 1 号）

別添 3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日
内閣総理大臣決定）

別添 4 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11 月
11 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成 29 年 3 月 24 日一
部改正）

別添 5 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」（平成 29 年 7 月総
務省行政評価局政策評価課作成）

別添 6 「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事
務参考マニュアル」（平成 29 年 9 月 26 日公正取引委員会事務総局作
成）

別添 7 「規制改革実施計画」（抜粋）（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）

第1章 総則

1. 趣旨

厚生労働省における政策評価の実施に関しては、

- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第4期)」
- 毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
- 本実施要領

の定めるところによる。本実施要領は、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法について定めるものである。

2. 評価書作成上の留意点

評価書の作成に当たっては、国民に対する行政の説明責任を果たすという政策評価の目的に資するよう、次の点に留意する。

評価書作成上の留意点
<ul style="list-style-type: none">○ 国民にとって分かりやすい用語・表現になっているか<ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働行政について専門的知識を有していない者が理解できるよう、専門用語は平易な表現に言い換えているか。専門用語を使用する場合にはわかりやすく解説しているか。・ 文章を短くまとめるなど、分かりやすさを追求しているか。・ 必要に応じて図表、グラフ等を示し国民の理解を助けているか。○ 国民がバックデータを確認しようとした際に、参照できるようになっているか。<ul style="list-style-type: none">・ 資料の出典を明らかにしているか。・ 原典資料へアクセスできるHPアドレス等を掲載しているか。○ 評価対象期間外のことであっても、評価書作成時点における最新の関連情報（主な出来事、事件等への対応方針、対応状況等）や前年度以前の実績等を盛り込むなど、国民の興味・関心に応える内容となっているか。○ 有効性、効率性等の評価は、国民に対して説得力のあるものとなっているか。○ 評価を受けて検討する今後の方向性は、効率性や質を追求したものとなっているか、成果が期待できるものとなっているか。

3. 用語の定義

本実施要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

基本計画	「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」
実施計画	毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
政策体系	基本計画において定めた、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業の一連の体系
評価予定表	基本計画の別紙に定めた施策目標の、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したもの
担当部局	評価対象政策を所管する部局
査定課	組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付 社会保障担当参事官室政策統括室
有識者会議	基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」

第2章 事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領

1. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの趣旨

(1) 事前分析表作成の趣旨

事前分析表は、目標管理型の政策評価において、目的、目標（指標）、それらの達成手段等がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることによって、事後における検証を簡素合理化するとともに、PDCAサイクルを通じたマネジメントを向上させ、国民への説明責任を徹底することを目的として作成するものである。

そのため、各施策の企画立案に当たり、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手段、当該手段がどの程度有効であるか等が明らかにされていなければならない。また、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついていくか、目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）が十分に明らかにされていなければならない。

さらに、測定指標は、達成すべき目標について達成度合いを測定するための指標であるから、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものであることが必要である。また、施策全体としての目標の達成度合いをより適切に判定するため、予め主要な測定指標を明示しておくことが求められる。

(2) 実績評価の趣旨

実績評価は、(1)に記載した点を踏まえて作成する事前分析表において、施策目標ごとに、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する。そして施策実行後に、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価するものであり、政策を決定した後に、厚生労働行政全般にわたる施策の不断の見直しや改善に資することを目的とするものである。

(3) モニタリングの趣旨

モニタリングとは、政策体系に定めた施策目標について、政策評価の評価に資するため、あらかじめ設定した指標について測定し、進捗状況を定期的・継続的に把握するものである。

2. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの対象

(1) 事前分析表の作成対象

基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策 目標 について、事前分析表を作成する。

(2) 実績評価の対象

実績評価の対象となる施策目標は、実施計画で定める。

なお、当該年度に実績評価を予定していない施策目標であっても、指標のモニタリングの結果を踏まえ、実績評価等を実施する場合もある。

(3) モニタリングの対象

モニタリングは、基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策目標について実施する。

3. 事前分析表作成及び実績評価書の評価等の手順

(1) 事前分析表

ア 担当部局は、基本計画の別紙に定められた政策体系における施策目標単位で、別紙1-1の様式に従い事前分析表を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策統括官付政策評価官室立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）が定める期限までに政策評価官室同室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙1-2（記載要領）参照。

イ 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事前分析表を修正し、再度、政策評価官室同室に提出する。

ウ 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、次年度に実績評価の対象となる施策目標について、有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等を踏まえ所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室同室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた事前分析表のモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに、事前分析表に令和2年度令和3年度行政事業レビュー事業番号を記載し、政策評価官室同室に提出する。

カ 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、取りまとめられた事前分析表を公表するとともに、総務省へ通知する。

(2) 実績評価書

ア 担当部局は、あらかじめ事前分析表で定めた指標等に基づき、別紙1-3の様式に従い実績評価書（別紙1-3の様式及び必要に応じ説明用資料を添付）を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに政策評価官室同室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙1-4（記載要領）参照。

※ 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの実績評価書として提出する。

※ 実績評価書の簡素化に伴い、当該評価書が要旨を兼ねるものとする。

イ 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、実績評価書を修正し、再度、政策評価官室同室及び査定課に提出する。

ウ 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、該当する実績評価書について有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等に対して、実績評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄にその内容及び対応方針を記載するほか、他の記載欄についても所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室同室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた実績評価書を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに、実績評価書の「次期目標等への反映の方向性」欄の内容を記載し、政策評価官室同室に提出する。また、政策評価官室同室が定める期限までに、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室同室に提出する。

カ 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、実績評価書を取りまとめ、公表するとともに、実績評価書を総務省へ通知する。また、政策評価の結果の政策への反映状況を確認の上、取りまとめ、公表するとともに、反映状況を総務省へ通知する。

第3章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

政策評価官室立案・評価担当参事官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

※ 総合評価は、法改正を伴う制度改正や、目標値を掲げた計画を策定している行政分野において、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定する場合等に実施することが望ましい。

3. 評価の手順

(1) 担当部局は、評価予定表等に基づき、原則として別紙2-1の様式に従い総合評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに政策評価官室同室に提出する。なお、制度改正や関連計画の見直しを行うための総合評価については、原則として

- ① 当該評価対象の問題点が把握され原因の分析等がなされた時期に評価を実施するとともに
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を行うものとする。

※ 具体的には、審議会、研究会等において答申や報告書の作成等が行われた時期が①に該当するものと考えられ、また、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当するものと考えられる。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙2-2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、総合評価書を修正し、再度、政策評価官室同室に提出する。

(3) 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、取りまとめた総合評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第4章 租税特別措置等の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

租税特別措置等に係る政策評価は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応し、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するよう実施するものである。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが必要である。

2. 評価対象

事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I4キに規定する政策を対象とし、原則として税制改正要望を行うに当たって実施する。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価は、政策評価に関する基本方針I5カに規定する政策を対象とし、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

3. 評価の手順

- (1) 担当部局は、事前評価においては別紙3-1の様式、事後評価においては別紙3-3の様式に従い租税特別措置に関する政策評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに政策評価官室同室及び査定課に提出する。

※ 事前評価において税制改正要望を行う単位が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室立案・評価担当参事官室及び査定課に提出する。事後評価においては、事前評価書を取りまとめた単位で、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室同室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、事前評価については別紙3-2（記載要領）、事後評価

については別紙 3 - 4 (記載要領) 参照。

- (2) 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、評価書を修正し、再度、評価官室同室及び査定課に提出する。
- (3) 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、評価書を取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

※ その他詳細は、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン (平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承)」を参照すること。

第5章 水道施設整備事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

水道施設整備事業に係る政策評価は、水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施経過の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価を実施するとともに、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資することを目的とするものである。

2. 評価対象

基本計画及び実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健発0707第1号）（別添1参照）で定めるところにより評価の対象とすることとしたものを対象に実施する。

3. 評価の手順

- (1) 事業の担当部局（医薬・生活衛生局水道課）は、別添1の要領及び当該要領の実施細目である「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-1参照）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-2参照）に従い、水道施設整備事業に係る評価書を作成し、学識経験者等の第三者からの意見を求めた上で取りまとめ、政策評価官室立案・評価担当参事官室に提出する。
- (2) 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第6章 研究開発評価実施要領

1. 評価の趣旨

国民の健康・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発は、その研究成果が着実に行政施策へと反映されるとともに、研究成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすことにより、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。研究開発に係る政策評価は、こうした要請に応えられる研究開発の適切かつ効率的実施に資するよう実施するものである。

2. 評価対象

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）（別添3参照）に基づき評価の対象とすることとされた研究開発を対象に実施する。

3. 評価の手順

(1) 担当部局（大臣官房厚生科学課）は、別添3の指針及び当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日策定、平成29年3月24日一部改正厚生労働省大臣官房厚生科学課）（別添4参照）に従い「厚生労働省の令和~~3~~4年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」及び「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価（令和~~元~~2年度報告書）」を作成し、前者を基本計画における事前評価、後者を基本計画における事後評価と位置付け、厚生科学審議会科学技術部会の承認を経て、政策評価官室立案・評価担当参事官室に提出する。

(2) 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第7章 規制の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の政策評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

(1) 規制の事前評価について、担当部局は、規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、別紙4-1の様式に従い規制の事前評価書（簡素化した評価手法を適用する場合は、別紙4-2の様式に従い規制の事前評価書（簡素化））、別紙4-3の様式に従い規制の事前評価書要旨、別紙4-4の様式に従い競争評価チェックリスト（改正案）、及び別紙4-5の様式に従い競争評価チェックリスト（代替案）及び別紙4-6の様式に従いデジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストを作成し、遅くとも、(3) ~~ウ~~に定める公表及び総務省への通知の期限の二週間前まで（規制の事前評価書（簡素化）については、初回のみ三週間前まで）に政策評価官室立案・評価担当参事官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別添5、~~一~~別添6 及び別添7を参照。

※ 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室立案・評価担当参事官室に提出する。また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室同室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。

(2) 担当部局は、政策評価官室立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価書等を修正するとともに、別紙4-3の様式に従い規制の事前評価書要旨を作成した上で、再度、政策評価官室同室に提出する。

(3) 政策評価官室立案・評価担当参事官室は、規制の事前評価書及び規制の事前評価書要旨を取りまとめ、公表するとともに、規制の事前評価書、規制の事前評価書要旨、競争評価チェックリスト及びデジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストを総務省へ通知する。

なお、規制の事前評価書の公表及び総務省への通知については、

- ① 規制の新設・改廃が法律による場合は、法律案の閣議決定までに、
- ② 規制の新設・改廃が政令による場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）までに行う。

(4) 規制の事後評価について、担当部局は、事前評価書に記載した事後評価の実施時期が到来するものを対象として、別紙4-~~6~~7の様式に従い規制の事後評価書（簡素化した評価手法を適用する場合は、別紙4-~~7~~8の様式に従い規制の事後評価書（簡素化））を作成する。作成した評価書は、当該規制の見直しの必要性の判断を行うのに十分に間に合うものとして、政策評価官室立案・評価担当参事官室が定める期限までに政策評価官室同室に提出する。また、前記（2）及び（3）（ただし、「なお、」以下は除く。）は、規制の事後評価についても準用する。

※ その他詳細は、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）を参照すること。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

政策体系番号を記載

【別紙1-1(記載例)】

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省3(I-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	施策目標の名称と政策体系番号を記載してください。 例:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1) 基本目標1:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること				担当 部局名	〇〇局〇〇課	作成責任者名	〇〇課長 〇〇 〇〇								
施策の概要	施策目標がどのような前提の上に成り立っているのか、施策の大枠について、根拠法令や各種計画等に触れつつ、簡潔で分かりやすい文章で解説してください。 例:〇〇法により、〜〜を定め、△△を実施することとされている。															
施策実現のための背景・課題	1	現在、〇〇が〜〜な状況にあり、△△が課題となっている。														
	2															
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由											
	目標1 (課題1)	〇〇の推進			△△を解決するためには、〜〜をすることがあるため											
	目標2 (課題2)															
					測定指標の選定理由及び目標値の設定根拠について、 有識者会議委員からも度々明確でない指摘されていますので、 わかりやすく記載してください。											
達成目標1について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に〇を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
					年度ごとの実績値											
①	〇〇〇の割合 (アウトカム) 注1参照	〇% 注2参照	平成29年度	〇% 注3参照	令和3年度	平成29年度	〇%	平成30年度	〇%	令和元年度	〇%	令和2年度	〇%	令和3年度	〇% 注4参照	選定された測定指標が、どのような理由で、目標の達成状況を測定するため妥当であると考えたのかについて記載するとともに、設定された目標値が、どのような理由で目標年度までに達成すべき目標値であると考えたのかについて記載してください。 ※対外的な計画等で数値が明確に定められている場合には、あわせてその旨を記載して下さい。 例:今後の●●のニーズを踏まえた供給量は●●と推計されているところ。〇〇調査における△△の増加数については、平成29年度から令和3年度までの5カ年で〇〇件にすることとされているため。平成29年度の値を基準とし、令和3年度までの5カ年において毎年度〇〇件ずつ増加させることを目標としている。 なお、第●●次●●計画においても、上記の考え方から同じ目標値を設定している。
2	〇〇〇の実施数 (アウトプット)	〇件 注2参照	令和元年度	〇件	令和7年度	基準年度が平成29年度より前の年度の場合は、「(参考)」として基準年度以降、平成29年度以前の実績値を記載して下さい。記載例は、基準年度が平成26年度の場合の例となります。					近年の高齢者の就業者数の増加による●●を踏まえ、令和7年度までに●●の実施件数を●件とすることとしている。これを踏まえ、令和3年度の目標は、基準年度である令和元年度の実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。 (参考)平成27年度実績:〇〇件、平成28年度実績:〇〇件					
(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標としては適さないものの、施策目標の評価にあたりその達成状況の判断を補う指標がある場合に記載してください。					
3	例:〇〇件数(△△調査より)					〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	例:労働基準監督署の勧告件数など(一概に増えればいい・減ればいいのかというものではないが、状況を知ることは労働基準監督行政の現状を把握する上で大切な指標である。)					
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				現時点では空欄にしてください。	令和3年度行政事業レビュー事業番号					
(1)	〇〇事業 注6参照 (平成△△年)	〇〇百万円	〇〇百万円	〇〇百万円	1, 3	達成手段の概要のほか、達成手段が施策目標や測定指標にどのように寄与するのかについて記載してください。 ・〜において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる〜に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる。					001					
(2)	令和3年度に実施する事業を記載してください。	注7参照														

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④ △△率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 注10参照										【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 注11参照	
5 □□適合基準率(アウトカム)											
(参考指標)					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
6											
達成手段2		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(3)	○○事業 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】 注12参照					<ul style="list-style-type: none"> ～において、○○を整備 ○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ○○整備率:○%(○○の満足度:○%) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる】 					注13参照
(4)	□□事業					<ul style="list-style-type: none"> ～に対する支援として、○○を実施 ○○事業を実施することにより、主要な○○などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ○○面積:○㎡(○○の利用者:○人) 					
施策の予算額(千円)		令和元年度			令和2年度			令和3年度			政策評価実施予定 時期
施策の執行額(千円)		●●千円			●●千円			●●千円			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		施政方針演説(○○総理)				平成○年○月○日			医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明		
		経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太2020)				令和2年7月17日閣議決定			第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ-「ウイズコロナ」の経済戦略 (1)医療提供体制等の強化 医療提供体制については、都道府県とも連携しつつ、疑い患者も含め病床を確保し、必要に応じ専用の病院や病棟の設置を推進する。		

【注釈】

- (注1) 「測定指標」については、数値化が困難な場合は定性的なものであっても可としますが、「達成すべき目標」に対し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載してください。
また、「予算額の大きい事業に関連するもの」、「社会的に問題になった（なっている）もの」、「行政として追求する価値があるもの」の視点に基づいて設定するとともに、**アウトプット指標だけでなく、可能な限りアウトカム指標を設定してください。**
- (注2) 「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入してください。
- (注3) 「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入してください。
定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫してください。
- (注4) 「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入してください。
なお、**中間的な目標値を設定していない場合には、目標値を目標達成までの期間で按分する等により算出した各年度の参考値の記入を検討してください。**
- (注5) 現時点で実績値が出ていない場合は、空欄ではなく「集計中（令和●年●月公表目途予定）」と記載してください。
- (注6) 「達成手段（開始年度）」欄の記入においては、以下の点に留意してください。
・内部管理事務に係る共通経費は除きます。
・予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で全て記入するとともに、事業名については行政事業レビューシートの事業名を記載してください。
- (注7) 「予算額」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額。）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入してください。
また、「執行額」欄には、当該年度の執行額を記入してください。
- (注8) 「令和3年度予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、令和3年度予算額を記入してください。
- (注9) 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記載した算用数字番号を記入してください。
達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「－」を記入してください。
- (注10-1) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。
①改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号
②改革工程表KPIと同一である場合はその旨
※政策評価書においても、同様とする。
- (注10-2) 注10の記載に関し、分野名の凡例は次のとおり： 社会保障／社会資本整備等／地方行財政改革・分野横断的な取組／文教・科学技術／歳出改革等
- (注10-3) 注10の記載に関し、取組事項番号に枝番（i, ii, …）がある場合は、「新経済・財政再生計画改革工程表関連：〇〇分野01-i」のように記載。
- (注10-4) 注10の記載に関し、新経済・財政再生計画改革工程表上、社会保障分野2-5（再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進）にのみ記載された取組事項番号は、「01, 02, …」ではなく「①, ②, …」と記載。
- (注10-5) これまで「【】」を用いて明記していた、AP（経済・財政再生アクション・プログラム）と関連する旨の記述については削除。
- (注11) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄において、改革工程表の取組事項やKPIとの関係を【】で明記。
- (注12) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する達成手段（事務事業）については、「政策評価の事前分析表」の「達成手段」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。
①新経済・財政再生計画改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号
②新経済・財政再生計画改革工程表のKPIに関連する場合はその旨
※今後策定される行政事業レビューの実施要領等に基づき記述。
- (注13) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する達成手段（事務事業）については、「政策評価の事前分析表」の「達成手段の概要等」欄において、新経済・財政再生計画改革工程表の取組事項やKPIとの関係を【】で明記。
※今後策定される行政事業レビューの実施要領等に基づき記述。

＜事前分析表の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和~~2~~3年度に実施する政策体系の施策目標（実績評価方式で評価を実施するものに限る。）に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 事前分析表は施策目標単位で作成し、様式の各欄には、分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省~~2~~3」に続く（ ）内には、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」（平成29年3月31日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）の政策体系における、当該施策に該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省~~2~~3（I-1-1）」

3 「施策目標名（政策体系上の位置付け）」欄には、基本計画の政策体系における、評価対象とした施策目標を記載するとともに、（ ）内に上記2の政策体系番号を記載する。さらに改行して、施策の上位の政策体系（「基本目標」及び「施策大目標」）を記入する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを推進すること

施策大目標 1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

4 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠内に関連する課室、責任者名を併記する。

5 「施策の概要」欄には、当該施策の概要を記載する。その際、関連する法令や各種計画等があれば記載すること。また、当該施策を評価する際に、予め判明している外部要因がある場合、当該外部要因も本欄に記載する。

6 「施策実現のための背景・課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに1から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

7 「各課題に対応した達成目標」欄には、6で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

8 測定指標・達成手段については、達成目標ごとにそれぞれ記載する。

9 「測定指標」欄には、各達成目標の達成度合いを測定するための指標を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す（達成目標ごとではなく、通し番号を付すこと）。

測定指標は各達成目標と因果関係が明らかなものでなければならず、かつ、当該達成目標を過不足なく評価できる指標を設定しなければならない。ただし、1つの達成目標に対して、いたずらに多くの測定指標を設定することは、適切な評価の阻害要因となりうることから、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とする等して、達成目標に対して適切な指標設定に努めること。一方で、1つの達成目標に対して1つの測定指標のみが設定されている場合には、指標設定が適切でないリスクが高まること懸念されるため、必要に応じて測定指標の変更・追加等を検討すること。

10 測定指標は達成すべき水準が数値化されているものを記載する。また、原則としてアウトプット指標だけでなくアウトカム指標も設定することとし、最終的なアウトカムの指標化が困難な場合は、中間的なアウトカム指標を設定する等の工夫をすること。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（※2）。

※2 例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄及び「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況を記載するなどの対応を行うことなど。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

11 政策実施主体が厚生労働省以外の場合や外部要因がある場合は、中間的なアウトカム指標やアウトプット指標を設定する等により、適切な評価が実施できるよう工夫すること。

12 設定した測定指標が、新経済・財政再生計画改革工程表 ~~2019~~2020（令和~~元~~2年12月~~19~~18日経済財政諮問会議決定。以下「新工程表」という。）に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨を「測定指標」欄に記載する。

13 達成目標ごとに、主要な測定指標を少なくとも1つ以上選定し、当該指標に対応する算用数字に「○」を付すこと。主要な指標とは、所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される測定指標のことである。主要な指標は、達成目標ごとに少なくとも1つは設定することとする。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

14 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

15 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

16 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から令和3年度）分の目標値及び実績値を記載する。記載時点において、実績値が集計中の場合は「集計中（令和〇年〇月目途公表予定）」と記載する。

17 実績値が「%」で示される指標については、算出式及び実数を「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」の欄に記載する（※3）。

※3 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」を測定指標とした場合に、当該理解度の計算方法、分母及び分子の人数を記載する。

18 目標値の設定に際しては、安易に「前年度以上」とせず、施策内容や過年度の増減傾向等を踏まえて、具体的な数値を設定する。やむを得ず「前年度以上」と設定する場合には、具体的な数値目標を設定できない理由を「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄に記載する。

また、直近複数年度の実績値が連続して目標を達成しており、施策を取りまく状況の変化を加味しても、実績値が目標値を上回る又は目標上限値とほぼ同程度であると見込まれる場合には、原則として当該測定指標に代わり、新たな測定指標の設定を検討すること（※4）。

※4 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」、「行政指導後の是正割合（年度内）」、「〇〇事業を実施する都道府県数」等を測定指標とする場合、上限値である「100%」や「47都道府県」に近い実績値が複数年度にわたり続いている場合は、原則として当該指標に代わる新たな測定指標の設定を検討するもの。

19 なお、各種閣議決定等を含め他の計画等で最終年度の目標値しか設定されていない場合であっても、目標値の設定なくして、実績値の評価は不可能であることから、当該目標値の達成のために必要と考えられる目標値を可能な限り毎年度設定する（※5）。やむを得ず設定できない場合には、当該欄には、「-」を記載する。

※5 他計画等で最終年度及び最終目標値のみ定められている場合には、例えば、基準年度又は直近年度の実績値との差分について、均等割りする又は過去のトレンドを踏まえた方法で按分する等によって、目安となる値を設定するもの。

2017 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する（※6）。設定した指標が、新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1 - 1の記載例に倣いその旨記載する。

※6 測定指標及び目標値が、他計画のK P Iや目標値となっている場合であっても、そのこと自体が測定指標の選定理由や目標値の設定の根拠とはならないことに留意する。この場合は、他計画等において当該K P Iや当該目標値を設定した際の考え方を記載することとする。

2118 なお、設定された測定指標の目標年度が第4期計画期間内であり、かつ、基準年度が平成28年度前の年度の場合（※~~3~~7）又は第3期計画期間中にも同様の測定指標を設定しており、平成29年度前の実績値を記載できる場合には、「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄の下部に「(参考)」として当該実績値を記載すること。これは、各年度の目標値の妥当性や目標値に向けた進捗度合いを明らかにするためのものである。

※~~3~~7 例えば、基準年度が平成26年度である場合には、平成27年度及び平成28年度の実績値を本欄に「(参考) 平成27年度実績：〇〇件、平成28年度実績：〇〇件」として記載するもの。

2219 「(参考) 指標」欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取りまく状況の変化を把握するために有益であると思われる指標がある場合に記載する。

2320 「達成手段-(開始年度)」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。その際、以下の点に留意する。

- ① 内部管理事務に係る共通経費は除く。
- ② 予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する。

例：「関連：13 - (I-1-2)」

- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段-(開始年度)」欄には「-」を記入する。

⑥ 新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1 - 1の記載例に倣いその旨記載する。

⑦ 達成手段は開始年度順に記載することとし、令和3年度開始事業についても各達成手段欄の一番下に記載する。

2421 「~~予算額~~（~~執行額~~）」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額。以下同じ。）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。~~また、この際、「平成30-令和元年度」及び「令和元2年度」の欄には、括弧書きで上欄には上記のネットの予算額、下欄には執行額を記入する。~~なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

2522 「令和~~2~~3年度予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。この場合の補正予算、繰越し等の範囲については、令和~~2~~3年度事前分析表の公表時期を踏まえて別途指示する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

2623 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入するものとする。

2724 「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。また、新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1 - 1の記載例に倣いその旨記載する。

2825 「令和~~2~~3年度行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る令和~~2~~3年度行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

2926 「施策の予算額（執行額千円）」欄は、令和~~2~~3年度行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額（※48）を千円単位で記載する。なお、執行額は括弧書きで下欄の「施策の執行額（千円）」に記載する。

※48 令和~~2~~3年度予算額についても、2522同様、当初予算、補正予算、繰越し等の合計額を記載する。この場合の補正予算、繰越し等の範囲については、令和~~2~~3年度事前分析表の公表時期を踏まえて別途指示する。

3027 「政策評価実施予定時期~~（評価予定）~~」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から令和3年度）内に実績評価を実施する（実施した）評価時期及び次回の実績評価予定時期が判明している場合は当該予定時期をで、当該施策の政策評価を実施する年度を記載する。

3128 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

以 上

実績評価書様式

【別紙1-3】

令和2年度事前分析表の内容をもとに記載してください。

(厚生労働省2(I-1-1))

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1)						
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・〜〜すること						
施策実現のための背景・課題	1	現在、〇〇が〜〜な状況にあり、△△が課題となっている。					
	2						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	〇〇の推進			△△を解決するためには、〜〜を必要とするため		
	目標2 (課題2)						
施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					
		繰越し等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(千円、d)						
執行率(%、d/(a+b+c))							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	施政方針演説(〇〇総理)		平成〇年〇月〇日		医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明		

達成目標1について		(達成目標1の記載を転記する)							
測定指標	指標1 〇〇調査における△△率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		少子高齢化が進展し、75歳以上人口は●●年には●●万人に達すると推計されている。このような中で、……を確保するためには、●●の割合を向上させる必要がある。具体的には、令和7年度までに70%とすることを目標とし、基準値である平成29年度実績値の54%との差分を均等割りして、平成30年度以降の目標値を設定している。							
		基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和7年度	※1 ○	※2 ○
	54%	○%	○%	○%	○%	○%	70%		
	年度ごとの目標値		/	○%	○%	○%	○%	/	
測定指標	指標2 …における…の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
	○年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○年度		
	年度ごとの目標値		/					/	

達成目標2について		(達成目標2の記載を転記する)							
測定指標	指標3 …における…の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
	○年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	○年度		
	年度ごとの目標値		/					/	
【参考】指標4	実績値						/	/	
	/	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】※3
	総合判定	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】※4 (判定理由) <ul style="list-style-type: none"> 指標1の〇〇調査における△△率は、〇〇の取組開始後順調に増加し、令和元年度に目標値であった〇%を既に達成した。 指標2の〇〇割合については、統計学的な有意な減少はなく、引き続き対策が必要である。 指標3の〇〇割合については、基準年(ベースライン)から比較すると増加or減少傾向であり、目標達成に向けて進展があると評価した。 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である〇〇については実績値が改善しており、現行の取組を継続した場合、△△の目標年度である令和〇年度に目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。
	施策の分析	(有効性の評価) <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、△△であったことから～～の実施は有効に機能していると評価できる。 指標2については、・・・ 指標3については、・・・ 測定指標ではないものの、参考指標4について、××であったことも踏まえると、・・・と評価できる。
		(効率性の評価) <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、〇年度以降予算額を〇億円削減している中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 指標2については、・・・ 指標3については、・・・
(現状分析) <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和元年度の実績値は〇〇であり、令和4年度に××という目標を既に達成している。今後は、取組の更なる進展に向け、対象範囲を拡大し、目標値を引き上げることとする。 指標2については、〇〇の割合については、平成27年度～令和元年度までの期間においては、ほとんど変化がみられず、その目標達成に向けて今後は、××取り組むこと等により、引き続き〇〇の割合の増加or減少に向けた施策を進めていく必要がある。 指標3については、平成〇年度のベースライン値から比較すると順調に改善しており、令和〇年度に××という目標に向け取組みが着実に進展している。 		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) ※5 <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、目標値を早期に達成したことから、更なる〇〇を目指し、目標水準の引上げを図るとともに、〇〇の観点からの評価をするため、新たに△△を指標として追加する予定である。 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、今後は・・・といった新たな手法も活用した取組により一層の目標達成のための取組みを実施していく。 指標3については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 	

学識経験を有する者の 知見の活用 ※6	厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ(令和3年7月〇日開催)で議論いただいたところ、「・・・」、「・・・」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。 (議論いただき、・・・というご指摘を受け、〇〇〇の点についての評価を見直した。)
------------------------	---

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: 〇〇決定 URL: 〇〇調査(指標1～3関係) URL: 関連事業の行政事業レビューシート URL: 租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL: 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL:
----------	--

担当部局名	〇〇局	作成責任者名	〇〇課長 〇〇 〇〇	政策評価実施時期	令和3年7月
-------	-----	--------	---------------	----------	--------

以下のア～ウのいずれかに当てはまるものを「主要な指標」とし、○を記載してください。

- ※1 ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
- イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
- ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

令和2年度の実績値の達成状況に応じて、指標毎に以下の4区分により判定してください。

- ※2 「○」(達成): 目標値に対する達成度合いが100%以上
- 「△」(概ね達成): 目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満
- 「×」(未達成): 目標値に対する達成度合いが80%未満
- 「-」(判定不能): 当該年度の実績値がない場合等
- (注) 評価書作成時点で実績値が出ていない場合でも、速報値等見込みの数値で判定してください。

- ※3 測定指標ごとの達成状況(○と△の数等)に応じて、記載要領18の①～⑤の各行政機関共通区分を記載してください。判定に係るフローチャートを作成していますので参照してください。

- ※4 目標達成度合いの測定結果①～⑤に、その他の要因(外部要因等)を加えた施策目標の総合的な評価の判定結果を記載要領19のA～Cの区分により記載してください。

- ※5 「施策及び測定指標の見直し」については、記載要領21の「施策の反映に向けた方向性」に留意して記載してください。なお、行政事業レビューとの連携状況についても、可能な範囲で具体的な内容を記載してください。

- ※6 「学識経験を有する者の知見の活用」欄については現時点では空欄で結構です。

＜実績評価書様式の記載要領＞

- ※ 本記載要領は、令和~~元~~2年度に実施された政策体系の施策目標（実績評価方式により評価をするものに限る。）に係る実績評価書の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。
- 1 実績評価書は施策目標単位で作成し、様式の各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。
 - 2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省~~1~~2」に続く（ ）内には、令和~~元~~2年度事前分析表の該当する政策体系番号を記載する。
例：「厚生労働省~~1~~2（I-1-1）」
 - 3 「施策目標名」欄には、評価対象とした施策目標を、令和~~元~~2年度事前分析表のとおり、記載するとともに、（ ）内に上記2の政策体系番号を記載する。
例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）
 - 4 「施策の概要」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「施策の概要」欄の記述を基本とし、評価対象とした施策目標が理解しやすいように、実施された個々の施策（事務事業）の目的、目標について記載する。
 - 5 「施策実現のための背景・課題」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「施策実現のための背景・課題」欄の記述を基本とし、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに1から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。
 - 6 「各課題に対応した達成目標」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「各課題に対応した達成目標」欄の記述を基本とし、5で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。
※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。
 - 7 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。
 - ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を、直近5か年分（平成~~28~~29年度から令和~~2~~3年度分）記載する。
 - ② 移替え経費については、予算計上所管部局にて把握・記載する。
 - ③ 「繰越し等（c）」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記載する。
 - ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、＜＞外書きにて記載する。

⑤ 前年度分（令和~~元~~2年度分）の「繰越し等（c）」欄、「合計（a+b+c）」欄及び「執行額（千円）」欄についての記載は任意とする。

8 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

9 「測定指標」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標」を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す。

本欄には、原則として、達成すべき水準が数値化されている測定指標を記載する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況などを記載するなどの対応を行うことなど）。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度の設定の根拠）」欄の記載を基本とし、当該測定指標を選定した理由及び目標値の設定根拠について、施策目標達成との関係性が明らかとなるよう記載する。

実績値が「%」で示される指標については、算出式及び実数を本欄に記載する（※1）。

※1 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」を測定指標とした場合に、当該理解度の計算方法、分母及び分子の人数を記載する。

11 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標」欄中の「基準値」及び「基準年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標」欄中の「目標値」及び「目標年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

13 「測定指標」欄中、「実績値」欄及び「年度ごとの目標値」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標」の、直近5か年分（平成~~27~~28年度から令和~~元~~2年度分）の実績値及び目標値を記載する。

~~なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとしているが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記載するものとする。目標値の設定なくして、実績値の評価は不可能であることから、目標値を可能な限り毎年度設定する（※2）。~~

※2 他計画等で最終年度及び最終目標値だけ定められている場合には、例えば、基準年度又は直近年度の実績値との差分について、均等割りする又は過去のトレンドを踏まえた方法で按分する等によって、目安となる値を設定するもの。

14 「測定指標」欄中、「【参考】指標」欄には、令和~~元~~2年度事前分析表における「測定指標」欄中の「(参考)測定指標」を記載する。

本欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策をとりまく状況の変化を把握するために有益であると思われる指標がある場合に記載する。

15 「測定指標」欄中、「主要な指標」欄には、

所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される場合、「○」を記載する。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

16 「測定指標」欄中、「達成」欄には、事前分析表における「測定指標」ごとの目標の達成状況に応じて、以下の4区分による判定を記載する (※3)。

「○」：達成（目標値に対する達成度合いが100%以上の場合を基本とする。）

「△」：概ね達成（目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満の場合を基本とする。）

「×」：未達成（目標値に対する達成度合いが80%未満の場合を基本とする。）

「－」：判定不能（当該年度の実績値が無い場合等）

※3 当該年度の実績値が集計中の場合には、速報値や見込み値、過去の増減傾向等を踏まえて達成状況を判定し、この場合には括弧書きで判定結果を記載する。

17 測定指標ごとの目標の達成状況の判定に際して、目標値が「前年度以上」又は「前年度以下」となっている場合には、当該年度の実績値が目標値である前年度実績以上又は前年度実績以下となった場合であっても、過年度のトレンドとして、上伸ばさるべきものが低減傾向にある等の場合には、当該年度の実績値と目標値の比較のみで達成状況を判断するのではなく、過年度からの推移を踏まえて判定すること（※4）。

※4 例えば、測定指標が「○○活動実績事業数」で、目標値が「毎年度：前年度以上」となっている場合、令和2年度の実績値が令和元年度の実績値を上回ったとしても、

過年度からの傾向として、減少傾向にある場合は、本来その数値を上伸ばせることが目標となっている点を踏まえ、「達成」とは言えない可能性が高い。

1817 「評価結果と今後の方向性」欄中、「目標達成度合いの測定結果」欄には、上記 **1716** の測定指標ごとの目標の達成状況に応じて、以下の①から⑤までの各行政機関共通区分を記載する。

「①」：全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの（目標超過達成）

「②」：全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの（目標達成）

「③」：全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの（相当程度進展あり）

「④」：主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの（進展が大きくない）

「⑤」：主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの（目標に向かっていない）

1918 「評価結果と今後の方向性」欄中、「総合判定」欄については、上記 18 の測定結果に、その他の要因（外部要因等）を勘案した施策目標の総合的な評価を実施し、以下のAからCによる判定結果を記載するとともに、その判定理由を記載する。

「A」：目標達成

- ・測定結果が①又は②に区分されるもの
- ・測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し目標を達成していると評価できるもの

「B」：達成に向けて進展あり

- ・測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
- ・測定結果が④に区分されるもの

「C」：達成に向けて進展がない

- ・測定結果が⑤に区分されるもの

2019 「評価結果と今後の方向性」欄中、「施策の分析」欄には、「有効性の評価」、「効率性の評価」及び「現状分析（施策の必要性の評価）」を記載する。

- ① 「有効性の評価」は、施策の企画立案段階において実現することが期待されていた状態（あるべき姿、目標）にどれだけ到達したかを記載する。

具体的には、目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかについて分析、説明する。

一方、目標を達成できなかった場合には、その理由として、①目標数値の水準設定の妥当性、②事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離、③施策の具体的な仕組み上の問題点、④予算執行面における問題点など様々な要因が考えられる。このため、施策の目標を達成できなかった要因について掘り下げた分析を行い、真の原因（目標達成のために解決すべき重大な課題）について記述する。

② 「効率性の評価」は、事務事業のやり方・進め方とそれに要するコスト（物件費・人件費）に着目し、事務事業を実施した結果としての成果（アウトプット）に対してコスト（インプット）が適切なものになっているか（コストパフォーマンスの善し悪し）について記載する。すなわち、事務事業によって得られる成果を低下させずに、事務事業のやり方・進め方を見直してコストをいかに抑制していくか（コストの適正化）を絶えず検証することが重要である。

事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入したすべての資源）が過大であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要になる。効率性については、施策目標全体としてではなく、個別の事業単位で測定されるものであることを踏まえ、行政事業レビューにおいて指摘された問題点や課題についても記載する。

③ 「現状分析（施策の必要性の評価）」は、上記 1819 の「総合判定結果」、①の「有効性の評価」、②の「効率性の評価」を踏まえ、施策目標を構成する一連の事務事業について、評価対象期間全体（複数年度の実績）における取組みについて総合的な評価（評価には必要性、妥当性の観点からの評価も織り込むことに留意する。）を行った内容を記述する。その際には「次期目標等への反映の方向性」の記載内容の前提となる、政策遂行上の課題（マネジメントサイクルの「Check」）を明確化すること。

2120 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の「施策及び測定指標の見直しについて」には、上記 20 の「現状分析」を受けて、今後の施策運営に対する改善方策（マネジメントサイクルの「Action」）の基本方針を記述する。なお、基本方針の記述に当たっては、以下の「施策の反映に向けた方向性」に留意すること。

※ 「施策の反映に向けた方向性」

① 総合判定結果Aの場合

- ・ より効率的、効果的な実施に向けた工夫
- ・ 目標設定の妥当性の検討

② 総合判定結果Bの場合

- ・ 目標の早期達成に向けた、有効性の高い達成手段の検討
- ・ 効率的、効果的な施策の実施方法の検討

③ 総合判定結果Cの場合

- ・目標設定、測定指標、達成手段等の大幅な見直しを検討（施策の廃止を含む）

2221 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれを評価結果に反映した場合には当該意見の反映内容の概要を記載する。このうち、有識者会議のワーキンググループ会合の議題となったものについては、ワーキンググループ会合での意見内容及び、それらを評価結果に反映した場合には、当該意見の反映内容の概要を、同会合の開催後に記載する。

例：厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ（令和~~元~~3年〇月〇日開催）で議論いただいたところ、「・・・」、「・・・」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。

（議論いただき、・・・というご指摘をうけ、〇〇〇の点についての評価を見直した。）

2322 「参考・関連資料等」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）1（2）ア⑥に基づき記載する。

具体的には、必須記載事項として、以下の内容を記載する。

- ・法令検索サイト
- ・評価書上に記載している計画等の掲載URL
- ・指標に関連した調査結果の掲載URL
- ・関連事業の行政事業レビューの掲載URL
- ・有識者会議URL、政策評価基礎資料URL

これ以外に、評価書上に記載はないが参照したものについても、適宜解説を加えながら盛り込む。

例：関連法令（右記検索サイトから検索できます） URL：

〇〇決定 URL：

〇〇調査（指標1～3関係） URL：

関連事業の行政事業レビューシート URL：

租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL：

厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL：

厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL：

2423 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠外に「・・・については、〇局〇課長〇〇」との注釈を記載する。

2524 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記載する。

例：令和~~2~~3年7月

以 上

デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト

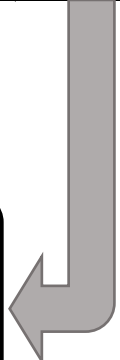
法律又は政令の名称 : _____
 規制の名称 : _____
 規制の区分 : _____ 新設 ・ 改正 (拡充 ・ 緩和)

基準 (カッコ内は、基準に該当する可能性が高い制度の類型、具体例等)	対象規制の 基準該当性 (A)	導入の 有・無(B)
(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し		
① 安全規制 (目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度、安全管理を人が実施することを前提とした規制・制度など)		
② 消費者保護規制・投資家保護規制 (消費者の属性に応じた一律の行為規制を設けている規制・制度。例えば、高齢者への金融商品販売、プロ投資家と一般投資家の区分など)		
③ 性能基準への移行 (安全基準や技術基準を定める規制・制度。例えば、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準への見直し)		
(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し		
① 対面規制 (人と人の対面での行為(手続・説明・点呼・受け渡し等)を求める規制・制度。オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度)		
② 書面規制 (行政機関向け手続全般で、紙での作成・交付を義務付ける規制・制度や、交付・提出がオンライン化されていないもの。民間事業者等に書類の作成・保管を義務付ける規制・制度。押印を求める規制・制度(真に必要なものを除く。))		
③ 特定の場所での事業・営業の義務付け (事業の実施を特定の場所に限定されているもの、営業許可等が特定の地方公共団体単位で行われているもの、許可基準として距離制限があるものなどについて、ネットを使った事業展開の観点からの見直し)		
(3) 業規制の見直し		
① 柔軟な事業展開を阻害する縦割りの業規制 (デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが想定される分野で、新たなビジネスモデルに縦割りの業態別規制を適用することが非効率と考えられる規制・制度)		
② 事業者を前提とする業規制 (消費者も事業主体になることが想定される分野に対する規制・制度。消費者がプラットフォームの助けを得て事業主体となる新たなビジネスモデルによる事業展開を可能とするための見直し)		
③ 資格保有者の営業所等への必置規制 (特定の資格保有者が営業所に所在することを義務付ける規制・制度。リモートアクセス等のデジタル技術で代替することによる見直し)		
④ 特定の資格保有者による業務独占 (特定の資格所有者のみ業務ができることとしている規制・制度。業務の一部をデジタル技術によって支援・補充・代替することで業務独占の範囲から除外するなどの見直し)		
⑤ 新規参入事業者によるデータ等へのアクセスの確保 (デジタル技術を利用した新たなビジネスモデルによる新規参入事業者が想定される事業に関する規制・制度。システム・データベースなどの必要な事業インフラへのアクセスが認められるよう配慮する必要)		
(4) 柔軟な規制体系への見直し		
① 官民の情報非対称性を前提とした、新たな規制・制度体系への見直し(規制主体と規制対象事業者の情報非対称性が大きく、規制主体が詳細な規制を規定するための情報を入手することが困難な分野の規制・制度。自主的なガバナンス等への見直し)		
② 規制手法としてゴールベース規制への移行 (対象となる規制・制度は(4)①と基本的に同じ。事業・行動に対する制約を事前に細かく規定するのではなく、法益保護達成のために合理的・最小限度のゴールの遵守を求める手法への見直し)		
③ いわゆるコードやアーキテクチャへの対応 (民間企業が作成するいわゆるコードやアーキテクチャに対する規律。例えば、ターゲット広告、経路検索、プラットフォーム、パソコンのOS等)		
④ ソフトウェアアップデートへの対応 (モノの安全規制等において、モノに組み込まれたソフトウェアのアップデートを前提とした規制・制度となっているもの。例えば、AIを組み込んだプログラム医療機器の認証等の制度などが考えられる)		
⑤ デジタル時代に則した権利者保護のあり方 (多数の権利者が介在する著作権等について、デジタル技術による透明性向上等を活用して、利用・流通に伴う権利処理や利益分配等が円滑に行われる柔軟な仕組みの検討。コンテンツの円滑な利用・流通に向けた法整備等)		
⑥ プラットフォーム型ビジネスへの対応 (消費者も事業主体になることが想定される分野の規制・制度。プラットフォームを介した消費者間の取引を通じた事業展開を可能とするなどの見直し)		
⑦ AI等の新技術の活用にあたって必要となる対応 (AI等の先進技術の導入が想定される分野の規制・制度。例えば、AIの判断に基づく行為・結果についての責任分配の問題が従来の規制では解決できないといった場合)		
(5) 上記の類型に入らないデジタル化に関係する規制・制度		
(デジタル時代では、社会全体の資源配分のあり方も見直しが必要と迫られ、現行の規制・制度の在り方で良いか、不断の見直しが必要。例えば、エネルギー分野では、民間事業者の創意工夫を促進するなど更なる規制の見直しが必要。また、多数の権利が介在する場面で、個別に事前同意等を取得することを求めている法制度について、社会の変化を踏まえた権利者保護のあり方について検討することが必要)		

- (注1) 上記「基準」の詳細については、「デジタル時代の規制・制度について」(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」を参照してください。
- (注2) 「対象規制の基準該当性(A)」欄は、i) 基準に該当する規制の場合には「○」を、ii) 基準が当てはまる規制ではないと判断した場合には、「-」を記入してください。
- (注3) 「導入の有・無(B)」欄は、i) 基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入した場合(下位法令で導入予定の場合を含む。)には「○」を、ii) 検討したものの基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入しなかった場合(下位法令でも導入しない予定の場合を含む。)には「×」を記入してください。

① 上記基準を踏まえた規制を導入した場合 (B欄が「○」の場合)
 ⇒ 上記基準を踏まえた規制であることを評価書様式②欄に記載した上で、当該規制に係る規制影響評価(RIA)を行ってください。

② 上記基準に該当するが、検討の結果、導入しなかった場合 (A欄が「○」で、B欄が「×」の場合)
 ⇒ 上記基準について、非規制手段として検討した場合には評価書様式②欄(簡素化様式は③欄)に、他の規制手段として検討した場合には評価書様式⑩欄に、その検討した手段のメリット・デメリットなどを明らかにし、導入する規制手段を選択することの妥当性を記載してください。



(抜粋)

規制改革実施計画

令和 2 年 7 月 17 日
閣 議 決 定

II 分野別実施事項

1. 成長戦略分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

我が国の生産性向上や持続的な経済成長のため、デジタル技術やデータを戦略的に活用し、デジタル時代に円滑かつ迅速に対応する観点から、(2)デジタル時代の規制・制度のあり方、(3)デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検、(4)データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化、(5)新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について、(6)書面規制、押印、対面規制の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) デジタル時代の規制・制度のあり方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル時代の規制・制度のあり方	<p>a 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>b 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日規制改革推進会議決定）」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。</p> <p>c 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。</p>	<p>a: 実現できるものから順次措置</p> <p>b: 令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c: 令和2年度検討・結論</p>	<p>a, b: 全府省</p> <p>c: 総務省</p>